

阿賀野川水系（阿賀川）第1回流域治水協議会資料



資料③ 『阿賀川流域治水の取り組み案』

“流域治水への転換” 阿賀野川水系（阿賀川）流域治水協議会の設置

- 超過洪水が発生するものへと意識を改革し氾濫に備える「水防災意識社会」の再構築に着手。
- 阿賀川河川事務所及び福島県において、「減災対策協議会」を設置し、関係各機関が取り組みの共有・連携して地域防災力を高めてきた。
- 令和元年東日本台風など頻発化激甚化する豪雨に対応するため阿賀川流域全体で治水対策を推進するため、阿賀野川水系（阿賀川）流域治水協議会を設置。

流域治水への転換イメージ

■従来の治水

- 河川、下水道、砂防、海岸等の管理者主体のハード対策
- 河川区域や氾濫域中心の対策

令和2年社会資本整備審議会「気候変動を踏まえた水災害対策のあり方について」答申概要資料より

水防災意識社会の再構築

気候変動
社会動向

治水対策の転換

水防・減災が主体となる社会

■流域治水

- あらゆる関係者の協働による対策
国、都道府県、市町村、企業、住民など流域全体のあらゆる関係者による治水対策
- あらゆる場所における対策
河川区域や氾濫域のみならず集水域を含めた流域全体で対策を実施

阿賀川流域の転換

大規模氾濫減災協議会

(H29.5水防法一部改正に於いて法定協議会として創設)

- 阿賀川河川事務所：
『阿賀川大規模氾濫に関する減災対策協議会』
- 福島県：
会津若松・喜多方・南会津 3 方部
『水災害対策協議会』

連携

阿賀野川水系（阿賀川）流域治水協議会

(R2.6.10「流域治水プロジェクトの推進について」により新規創設)

阿賀川流域のあらゆる関係者が協働して流域全体で水害を軽減させる治水対策「流域治水」を計画的に推進するための協議・情報共有を目的に設置。

阿賀川流域の減災に係る取り組み方針(5ヶ年計画)策定

阿賀野川水系(阿賀川)流域治水プロジェクト策定予定